

今年の夏は連日猛暑続きで9月に入ってもしばらくは暑い日が続いていましたが、最近ようやく朝晩が少し過ごしやすくなってきました。8月は「夏休みラジオ体操」「み春野ふるさと夏祭り」とイベント続きでしたが、皆さまのご協力のお陰で無事に終わることが出来ました。特に夏祭りでは、会場設営や各種出店・和太鼓演奏・パフォーマンス等でご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。また会員及び近隣企業等の皆さんからたくさんの協賛金が寄せられ、数多くの花火を打ち上げることが出来ました。当日には多くの皆さんにご来場いただき、たいへん盛況に実施することが出来ました。心から御礼申し上げます。

先週には「敬老の集い」を開催、50名ほどの皆さまにご参集いただきお弁当を食べながら楽しく歓談しました。今後ともお元気でお過ごしくさるよう祈念しております。

来月には「横戸小地区町民体育祭（10月13日）」「花見川区民まつり（10月27日）」が開催されますので、多くの皆様の参加をお願いします（詳細は別途回覧、HP・いちのいちをご参照ください）。

また、地元公民館で「文化祭」が開催されます。各サークルの発表や展示がありますので足を延ばしてみても如何でしょう。

- (1) 犢橋公民館：10月12日（土） 9：30～15：15
10月13日（日）10：00～15：15 【12：45～鼓春の和太鼓演奏】
- (2) こてはし台公民館：10月19日（日） 9：00～16：10

【今年も夏休みラジオ体操を実施しました！】

今年も夏休みラジオ体操を8月17日～24日にみ春野公園にて実施しました。猛暑続きの毎日でしたが、子供からお年寄りまで毎日20～30名の方々に参加いただき、皆勤賞の方もいらっしゃいました。日頃、ラジオ体操に触れることがないため、良い機会になったのではないかと思います。



【第21回み春野ふるさと夏祭りを開催！今年はチーバくんも駆けつけてくれました！】

8月24日にみ春野ふるさと夏祭りを開催しました。昨年からフルスペックで復活した夏祭りですが、今年も子供神輿・パフォーマンスステージ・盆踊りなどに加え、露店の出店や打上花火も含めて、自治会員みんなで祭りを盛り上げて頂きました。酷暑のな



か、会場準備にご協力頂いた皆様にも感謝申し上げます。

今年はチーバくんも夏祭りを盛り上げに駆けつけてくれました。なかなか間近で見る機会も少ないので、一緒に記念撮影したり触れあったりと、良い思い出になったのではないのでしょうか？

今後の夏祭りに向けて、より一層楽しく、思い出深い夏祭りになるよう、皆様からのいろんな意見を頂きながら検討していきたいと思ひます。

※ [夏祭り福引2等（新米）の配達連絡票（目録内在中）が未提出の方がいます。今月中（9月30日まで）に提出がない場合は無効とさせていただきますのでご承知おきください。](#)

【敬老の集いを開催。健やかで楽しいひと時を過ごしました。】

9月16日の敬老の日、集会所ホールにて敬老の集いを開催しました。

47名の参加者をお招きして、祝いの彩弁当や合唱などを鑑賞したり、ビンゴゲームを楽しんだりしながら、楽しい懇談のひと時を過ごして頂きました。閉会后には皆さんで陽気に集合写真を撮影しました。日頃、コミュニケーションの機会が少なくなりがちですので、このような機会を通じて親交を広げて、楽しみを一つ一つ積み重ねて頂けることを祈念します。

【各部からのお知らせ】

1. 防災部より

《自治会のデジタル化と地域防災力の向上について》

自治会のデジタル化は地域コミュニティの強化に大きく寄与し、特に防災面での利点が顕著です。デジタル化により、情報伝達が迅速かつ正確になり、災害時には避難指示や緊急連絡が即座に行えます。また、情報の一元管理が可能になり、避難場所や支援物資の状況、被災者の安否確認などの情報を迅速に提供できます。さらに、デジタル化は住民の防災意識を高め、オンラインでの防災訓練やシミュレーションを通じて具体的な対応方法を学ぶことができます。町内自治会向けSNS「いちのいち」を活用することで、住民同士のコミュニケーションが活発になり、災害時だけでなく日常的な助け合いや情報共有が促進されます。これにより、地域防災力が向上し、災害に強い「まち（地域）」が形成されます。

このように、自治会のデジタル化や「いちのいち」の利用促進は防災の観点からも非常に重要であり、地域コミュニティの強化にも大きく貢献します。未登録の皆さんには、「いちのいち」利用促進について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。5軒中3軒の皆様が登録済みです。



「いちのいち」への登録

2. 防犯・交通安全部より

《交通安全 ミニ情報：電動キックボードについて》

最近街中でよく見かける電動キックボード。交通ルール等について紹介します。

令和5年7月1日からは、電動モビリティのうち一定の基準を満たすものについては、「特定小型原動機付自転車」（電動キックボード）と位置づけられ、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されており、次の基準を全て満たすものをいいます。

- 1) 車体の大きさは、長さ190cm以下、幅60cm以下であること
- 2) 原動機として、定格出力が0.60kW以下の電動機を用いること
- 3) 時速20kmを超える速度を出すことができないこと
- 4) 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- 5) オートマティック・トランスミッション（AT）機構がとられていること
- 6) 最高速度表示灯が備えられていること

これらに加え、「道路運送車両法上の保安基準に適合していること、自動車損害賠償責任保険（共済）の契約をしていること、標識（ナンバープレート）を取り付けていること」が必要です。また、乗車する際は、自身の安全のため乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。

※詳しくは警察庁HP等ご確認ください：<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

※電動キックボードのJAF危険予知動画：

<https://jaf.or.jp/common/safety-drive/online-training/risk-prediction>



【警察庁HPより】